

一般社団法人 日本エンターテイメント連盟

【会員募集のご案内】

平素は格別のご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、一般法人法第131条及び一般社団法人日本エンターテイメント連盟 定款 第3章 第5条～第10条に基づきまして、下記の通り会員を募集致します。

【会員募集要項】

◇法人の名称 一般社団法人日本エンターテイメント連盟

◇会員の種類

- ◆正会員（プロ）もしくは（アマチュア）
- ◆賛助会員
- ◆名誉会員

◇各会員の年会費〔団体及び個人共通〕

- ◆正会員（プロ）： 10,000円/年
- ◆正会員（アマチュア）： 5,000円/年
- ◆賛助会員：（一口）20,000円/年
- ◆名誉会員：規定無し

◇会費払込の取引場所：一般社団法人日本エンターテイメント連盟が指定する
下記金融機関の口座とする。尚、振込手数料は会員負担とする。

◆振込先

三菱UFJ銀行 西宮支店

口座番号 3346316

口座名義 一般社団法人日本エンターテイメント連盟

本法人の会員に関する定款規定は下記の通りです。

第3章 会 員

（会員の構成）

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
（入会）

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

◆お問い合わせ先

一般社団法人日本エンターテイメント連盟
住所：兵庫県西宮市津門川町 2-9 兵漬西宮ビル 3F
Eメール：japan.entertainment.union@gmail.com
担当：代表理事 白井博之

以上、どうぞよろしくお願ひ致します。

一般社団法人日本エンターテイメント連盟 代表理事 白井博之